

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、公営住宅・改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき市営住宅等の建設を行い、住宅に困窮する住民に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 公営住宅法及び住宅地区改良法、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①市営住宅・改良住宅入居資格の確認 ②入居者の収入所得状況の確認 ③住宅使用料の決定及び変更 ④住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 ⑤名義変更、同居の承認及び不正入居対応、世帯情報の変更の確認 ⑥収入超過者及び高額所得者の認定
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)入居者管理情報ファイル (2)収納・滞納関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表の27(公営住宅法)、52(改良住宅法)の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠に規定) 番号法第19条第8号及び、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53、76の項 ※公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木都市建設部建築課
②所属長の役職名	建築課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 土木都市建設部 建築課 電話番号0835-25-2178
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため。個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーをかけた後、処分するようにしているため。

これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築課長 堀田 和彦	建築課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IV リスク対策 8.監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35 の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第18条、第26条	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35の 項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 において情報提供ネットワークシステムによる 情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条、第28条	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 において情報提供ネットワークシステムによる 情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項	事後	法改正による変更及び定期見 直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生 活環境部 市政相談課 電話番号0835-25- 2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25- 2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35の項	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表の27(公営住宅法)、52(改良住宅法)の項	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号及び、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53、76の項 ※公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月7日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月5日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	【十分である】	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	【十分である】	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため。 個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーをかけた後、処分するようにしているため。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの